担当者なら知っておきたい

落とし穴



修 教育訓練は 働時間になるか?

中小企業で長年、行なわれている習慣も、よく考え てみれば法違反であることも少なくありません。今 回は研修・教育訓練を実施した際の正しい労務管理 方法について解説します。

社会保険労務士

ドリームサポート社会保険労務士法人

田所知佐

とができるでしょう。 れており、 講と報告書提出が必要」と知らさ の上長から「係長昇格には研修受 義務づけられていませんが、 ては、参加すること自体は業務上 労働時間になる、としています。 ている研修・教育訓練の受講」が 加することが業務上義務づけられ 「余儀なくされていた」というこ 今回のAさんの研修受講につい 実質、 参加することを 直属

Cさん、

大丈夫ですね?」とLI

NEの連絡が入っていました。

この報告書は、

係長昇格のため

に持ち帰ったのはAさんのミスだ

上げたらしいよ。

期限を忘れて家

と会社で動画を見て報告書を書き 談しましたが、「Cさんはちゃん

明日朝が提出期限です。

A さん、

課長から「研修動画の報告書は、

間として申請できるかB課長に相

作成した3時間につい

て、

帰宅途中のAさんの携帯に、B

とになります。 時間となり、 Aさんの研修受講は労 賃金も発生するこ

修動画を見て、

報告書を書き上げ 帰宅後に急いで研

に含まれたはずで、

どうにも納得

報告書を書き上げれば、

労働時間

研修動画を見て報告書を

いたAさんは、 いもので、 に人事部に提出しなければならな

から、

労働時間にはできないよ_

と申請は認められませんでした。

会社で研修動画を見て

期限をすっかり忘れて

労働時間になる可能性大 強制受講であれ ば

題なかったのでしょうか?

В

課長の判断は、

労務管理

上問

って書かれています。 になるのかについて、 では、どのような場合に労働時間 から出されたガイドライン(左表) だし、2017年1月厚生労働省 準法には明記されていません。た べきかが、重要視されています。 労働時間の定義について労働基 近年は、 労働時間についてどう考える 働き方改革の影響もあ 具体例をも

研修・教育訓練については、「参

会社にもたらすリスク 今回のケースが

①労働基準法違反 Aさんの研修受講が労働時間と

反することになります。 払いとして、労働基準法24条に違 認められた場合、会社は、 賃金未

②未払賃金の支払い

ともあります。 正勧告に応じないなどの悪質な場 という罰則も定められており、是 合には、送検され、 この規定には30万円以下の罰金 裁判に至るこ

分の賃金を支払わなければなりま

当然、会社は、Aさんに未払

このような取扱いがされている場 年)に延長されました。 年4月から、賃金請求権の時 働基準法の改正により、 金を請求する権利があります。 合、労働者は遡って未払い分の賃 この一件だけでなく、 2年から5年 (当分の間 過去に 2 0 2 0

③ 損害賠償請求

求の訴えを起こされる可能性もあ 履行や不法行為による損害賠償請 賃金未払いのままだと、 債務不

労働時間の適正な把握のために 使用者が講ずべき措置に関するガイドライン

労働時間の考え方ト

労働時間とは、使用者の指揮命令下に置かれている 時間のことをいい、使用者の明示又は黙示の指示によ り労働者が業務に従事する時間は労働時間に当たる。 そのため、次のアからウのような時間は、労働時間と して扱わなければならないこと。

ただし、これら以外の時間についても、使用者の指 揮命令下に置かれていると評価される時間については 労働時間として取り扱うこと。

なお、労働時間に該当するか否かは、労働契約、就 業規則、労働協約等の定めのいかんによらず、労働者 の行為が使用者の指揮命令下に置かれたものと評価す ることができるか否かにより客観的に定まるものであ ること。また、客観的に見て使用者の指揮命令下に置 かれていると評価されるかどうかは、労働者の行為が 使用者から義務づけられ、又はこれを余儀なくされて いた等の状況の有無等から、個別具体的に判断される ものであること。

- ア 使用者の指示により、就業を命じられた業務に必 要な準備行為(着用を義務付けられた所定の服装 への着替え等)や業務終了後の業務に関連した後 始末(清掃等)を事業場内において行った時間
- イ 使用者の指示があった場合には即時に業務に従事 することを求められており、労働から離れること が保障されていない状態で待機等している時間 (いわゆる「手待時間」)
- ウ 参加することが業務上義務づけられている研修・ 教育訓練の受講や、使用者の指示により業務に必 要な学習等を行っていた時間

らのお昼休憩 電話当番・来客当番をしなが

労働時間にカウントするの を見落としやすいケース

いでしょう。 答受付等の活用も考えてみるとよ 休憩は、労働時間となります。 休憩を輪番制にしたり、 労働から離れられない 状態で 自動応 0

④警備員が仮眠をとる時間 いれば、労働時間となります。

されます。

しても、上司が残業を黙認してい

「黙示の指示」

があったと

残業が命じられていなかったと

(1) 働

残業を命令されていない

上司が残業を黙認している

③毎日の業務や担当の確認、全員

本来の業務のための準備時間 参加が義務の準備体操や朝礼

す

上司に義務づけられたもので

時間になります。

以下にあげるものは、

すべて労

たとえ、仮眠時間であっても、

管理することが必要です。

7

は、

上

司

が 把

握

われます。 する必要があれば、 電 話 や警報等の突発的業務に対応

正しい労務管理を

はならない、 積極的に受けるものは労働時間と が、 研修・ でしょう。 自己啓発であるもの、 としている場合も多

ないのであれば、 研修・教育訓練を労働時間とし 以下のようにす

労働時間に扱

ココを直し

教育訓 練 の性格は様 自ら か々で

になってしまいます。 ってしまう可能性もあります。 さらに、いつ視聴している つまり労働時間の把握が困難

するとよいでしょう。 聴時間を決められるWEB 研修・教育訓練を行なうには、 最近増えつつある在宅勤務等で 配 信に

えで、 であることをしっかり認識したう 聴と報告書を書く時間が労働時間 B課長は、 に行なう必要があります。 今回のケースでも、 労働時間の把握や管理 (時間労働を抑制するため 今後は適切な労働時間管理 Aさんの研修動画の視 上司である は正

る必要があります。

- ・任意の参加にする
- らないようにする 不参加が、労働者の不利益にな

昇格等の条件にしないことを明 言する

でなく、休日労働や深夜労働にな にしてしまうと、 時間に視聴できるオンデマンド型 育訓練を、 労働時間となるであろう研修・ また、今回 いつでも本人の好きな の ケー 時間外労働だけ スのように、

ドリームサポート社会保険労務士法人 上場企業を含む大企業から小規模事業者まで約300社の顧 問をつとめ、人事・労務担当者の課題についてのサポート・コンサルティングを主な事業として展開。

を行なうようにしなければなりま